

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税(住民税等)各種税務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南三陸町は、国民健康保険税、地方税(住民税等)各種税務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県 南三陸町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(住民税等)各種税務に関する事務
②事務の概要	地方税法等に基づき、地方税(住民税等)の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分、各種税証明発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①地方税(住民税等)の賦課決定 ②各種通知書の送付 ③地方税の収納・滞納管理、還付処理 ④各種税証明の発行
③システムの名称	①住民情報システム ②確定申告支援システム ③国税連携システム ④eLTAX ⑤滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル、固定資産税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、国民健康保険税課税情報ファイル、徴収情報ファイル、滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において情報提供者が市町村長となる地方税関係情報の各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課 税務係
②所属長の役職名	町民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 電話0226-46-1370
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民税務課税務係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 電話0226-46-1372
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を用いて人手を介在させる作業を行う場合は、複数人による確認を行い、人為的ミスが生じないよう務めている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	契約書において特定個人情報の保護責任者及び取扱担当者を定める旨規定しているほか、安全管理措置の遵守等必要な事項を定めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	評価実施機関名	南三陸町 町長 佐藤 仁	宮城県 南三陸町長	事後	
令和8年2月26日	評価書名	国民健康保険税、地方税(住民税等)各種税務に関する事務 基礎項目評価書	地方税(住民税等)各種税務に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年2月26日	事務の名称	国民健康保険税、地方税(住民税等)各種税務に関する事務	地方税(住民税等)各種税務に関する事務	事後	
令和8年2月26日	事務の概要	地方税法等に基づき、地方税(住民税等)の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分、各酒税証明発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①地方税(住民税等)の賦課決定 ②各種通知書の送付 ③地方税の収納・滞納管理、還付処理 ④各種税証明の発行	地方税法等に基づき、地方税(住民税等)の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分、各種税証明発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①地方税(住民税等)の賦課決定 ②各種通知書の送付 ③地方税の収納・滞納管理、還付処理 ④各種税証明の発行	事後	
令和8年2月26日	システムの名称	①個人住民税システム ②軽自動車税システム ③収納管理システム ④滞納管理システム ⑤国税連携システム ⑥eLTAXシステム ⑦屋間サーバー ⑧団体内統合宛名システム	①住民情報システム ②確定申告支援システム ③国税連携システム ④eLTAX ⑤滞納管理システム	事後	
令和8年2月26日	特定個人情報ファイル名	個人住民税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、徴収情報ファイル、滞納整理課税情報ファイル	個人住民税課税情報ファイル、固定資産税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、国民健康保険税課税情報ファイル、徴収情報ファイル、滞納整理情報ファイル	事後	
令和8年2月26日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1 項番16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表24の項	事後	
令和8年2月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第①項第7号 別表第2 項番 27,28,42,43,44,45,46	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において情報提供者が市町村長となる地方税関係情報の各項目	事後	
令和8年2月26日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月26日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年2月26日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を用いて人手を介在させる作業を行う場合は、複数人による確認を行い、人為的ミスが生じないよう務めている。	事後	
令和8年2月26日	最も優先度が高いと考えられる対策		4.委託先における不正な使用等へのリスクへの対策	事後	
令和8年2月26日	最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		契約書において特定個人情報の保護責任者及び取扱担当者定める旨規定しているほか、安全管理措置の遵守等必要な事項を定めている。	事後	